

## (その120) Oさんの葬儀を通して見えてきたこと(2015.9)

7月5日、日進町に住むOさん(84歳)は、済生会東部病院で心臓弁膜症で弁の取り替え手術をしました。

15日に見舞ったときはとても経過が良いということで、自分の足で病院の廊下を歩くほどでした。ところが19日になって意識不明になり会話も出来なくなってしまいました。

何かあったら“相談センターの宮原さんに”が口癖だったと姪のSさんから電話が来て早速相談にのりました。

Oさんは90歳になる寝たきりの兄が埼玉県にいますが、後は甥と姪がいるだけで遺言書も成年後見契約もしていませんでした。このままでは貯金を下ろすことができず途方にくれているというものでした。

早速家の中を探したら貯金通帳とキャッシュカードがでてきました。姪のSさんは暗証番号を聞いていたのですぐ普通預金を下ろして医療費、葬儀と引越し費用の支払い、ハウスクリーニングも無事終えることができ「おかげさまで助かりました」とホッとしておられました。

しかし、定期預金は簡単に解約できません。今後は弁護士に相談し裁判所が関係者に通知を出し、財産分割協議をして誰が受け取るかを決めてからでないと定期預金は解約することができません。2～3ヶ月はかかることになります。

今回の教訓は姪や甥にはOさんの財産の遺留分を受け取る権利がありませんので、公正遺言で姪と甥に残った全ての財産を遺贈すると書いておかないと、Oさんが何かあったとき身の回りの世話をしていた姪のSさんは何もできなくなってしまいます。